

令和4年第7回日進市農業委員会議事録

招集年月日	令和4年7月27日(水)
招集の場所	日進市役所南庁舎2階 第5会議室
開 会	令和4年7月27日(水) 14時55分
出席委員	会長 6番 市川 豊 会長 委員 2番 尾関 洋子 委員 3番 萩野 淑子 委員 4番 牧 正行 委員 5番 伊藤 修 委員 7番 山本 裕子 委員 8番 萩野 章 委員 10番 村瀬 和樹 委員 11番 武田 住男 委員 総計 9人
欠席委員	1番 和田 義雄 委員 9番 田口 菜穂美 委員
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長 村 瀬 厚 係長 今 井 康 太 主事 津 田 卓 也

付議事項	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日進市農用地利用集積計画について
	専決第1号 専決第2号 専決第3号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
	その他	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業 計画書について 現況証明願について 公共転用届について

	<p>議長 事務局</p>	<p>農業用機械は、耕うん機1台を所有しています。 申請地ではサツマイモの栽培を予定しております。 続いて6番の案件について説明します。 申請地は、東中学校から東に約250メートルに位置する農地で、地目・現況は田で作付けはされておらず、面積は2897㎡です。 申請者は、米野木町にお住まいで年齢は75歳です。 所有者は名古屋市天白区に居住しており、農地の管理ができないため取得できないかと相談があり、自宅近くで営農地を拡大するため購入を希望するものです。 現在、130日程度農作業に従事しており、農作業暦は30年で所有する農地は適正に管理されております。 農業用機械は、トラクター、耕うん機、田植え機、コンバインを所有しております。 議案第1号について、事務局に補足説明を求める。 受付番号4番について、農地法第3条第2項第1号から第7号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。 受付番号5番について、農地法第3条第2項第1号から第7号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。なお、第5号、下限面積について、取得後の面積は3000㎡未満となっておりますが、隣接する農地と一体的に利用しなければ利用困難と認められる農地であるとして、農地法施行令第2条第3項第3号の不許可の例外に該当するため、支障ありません。 受付番号6番について、農地法第3条第2項第1号から第7号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ございません。 議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。 5番について、年齢が87歳と高齢だと思いますが、その点はいかがですか。 高齢者取得理由書により継続して管理していく意欲を</p>
	<p>議長 委員 事務局</p>	

	<p>頂いていること、同居の50代の娘が農家世帯員であることから問題ないと考えています。</p>
委員	<p>5番について、取得後面積が3000㎡を切るケースが今までにあったか。</p>
事務局	<p>直近ではありません。</p>
委員	<p>特例で行うのか。</p>
事務局	<p>今回のケースは、対象地が道路から未接道であり隣地の方でないとなれば管理ができない為に適用されます。</p>
委員	<p>取得後面積が足りないため、仮登記をしたことがある。</p>
事務局	<p>誰でも可能ではありません。隣地の耕作放棄地が欲しいから面積要件が足りないけど買いたいというのは駄目で、現に耕作をしている方が一体管理をすることが客観的に合理的と捉えられる場合に認められます。</p> <p>隣接地も適切に管理しており、申請地の事実上の管理者であり現地調査の上でも問題ありません。</p>
委員	<p>愛知県に問題ないか確認したのか。</p>
事務局	<p>3条は日進市農業委員会の許可事務であります。</p>
委員	<p>要件の3000㎡というのと、1000㎡というのは何か。</p>
事務局	<p>農家要件と昔から言う1000㎡というのは、3条の許可要件にはありません。</p>
委員	<p>数字だけ見ると1000㎡持ってない人が農地を買っているようになっている。明確に定めがないと後に意見をつけられた時に過去の委員が賛成したとなるのはいかなものか。悪いこと考えると1年作って売ってもらおうとなる。</p>
事務局	<p>特例の要件は地理的なものです。未接道の隣地をとりあえず1年間耕作すればという訳ではない。</p> <p>要件は位置と面積と形状。一体利用が効率的というのが施行令2条第3項第3号上重要になっている。どんな形状というのは明確にはないが、現地調査で状況を判断します。</p>
委員	<p>あまり活用されるのは困る。普通はない。3000㎡が頭にある。法的に問題ないならば良い。</p>
委員 事務局	<p>5番の説明の中で贈与とあったがどういう意味か 既に譲受人が管理している状況で、土地の受け渡しは売</p>

	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長</p>	<p>買でなく贈与であるということです。</p> <p>その他に意見がないことを確認して議案第1号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第1号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p> <p>議案第2号を上程。</p> <p>2番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>申請地は、相野山小学校から南へ約100mに位置する地目、現況ともに畑、面積が367㎡の農地になります。</p> <p>申請者は、現在、申請地に隣接する本家に母、兄夫婦、夫と子二人の7人で居住してします。</p> <p>本家は兄夫婦が相続予定であることと将来に手狭になることも考え自己用住宅の建築を計画しました。</p> <p>土地の選定にあたっては、夫には所有地はなく、自己所有地のなかで本家の隣地にあり生活上都合がよい申請地を選定したものです。</p> <p>周辺農地への影響については、排水について、汚水は農業集落排水へ、雨水は申請地東側の既設排水路に放流するため、影響もないと思われます。</p> <p>議案第2号について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号2番について、転用目的は自己用住宅を建築するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号の代替性、第3号の一般基準について確認し、利用率100%として事業を進めることに問題はありません。第4号の周辺農地への影響は問題ありません。</p> <p>議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>特に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(賛成多数)</p> <p>議案第2号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言。</p>
--	--	---

	事務局	<p>議案第3号を上程。</p> <p>16・17番の案件について、事務局に説明を求める。</p> <p>16番の案件について説明します。</p> <p>この申請地については、農振農用地の除外手続が終了し、農地法の許可申請を行う段階となりました。</p> <p>申請地は、白山の交差点から東に約220メートルの位置にある農地で、地目は田、現況は畑で面積は1459㎡になります。</p> <p>申請者の法人は昭和57年に成立し、ガス機器の販売、取り付け工事並びにガス供給会社から委託を受けてのガス機器の定期点検を行っています。</p> <p>活動エリアは、本店所在地の日進市をはじめ、その周辺の名古屋市・長久手市・瀬戸市・東郷町です。</p> <p>現在の従業員用駐車場は会社から1キロ近く離れた市街化区域内にあり、そこから会社まで徒歩で通っている状況です。</p> <p>従業員の負担軽減や防犯面に配慮し、会社から500メートル以内の場所で駐車場兼資材置場として利用できる場所を探していたところ、申請地以外に適地が見当たらず選定したものになります。</p> <p>排水について雨水は自然浸透する計画になっているため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続きまして、17番の資材置場の案件について説明します。</p> <p>申請地は、相野山小学校から南東に約140メートルの位置に所在し、地目・現況は畑で作付けはされておらず、面積は2筆合計で275㎡です。</p> <p>申請者は五色園に事務所兼住宅に居住しており、石工事・外構工事業を妻と息子の三人で営んでおります。</p> <p>30年以上前から岩藤町の土地を借りて資材置場として利用してきましたが、その土地所有者の相続により土地の返却を求められており、新たな資材置場を探していました。</p> <p>申請者に自己所有地はなく、事務所近辺での土地を探していたところ申請地の所有者より使用しても良いという承諾を得ることができたため、事務所からも近いことで、</p>
--	-----	--

<p>議長 事務局</p>	<p>資材置き場として管理や作業効率も上がり効果的に利用できる今回の申請地が適当であるとして選定したものになります。</p> <p>排水については、雨水は申請地西側の雨水桝に集水し、道路側溝に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われま。</p> <p>議案第3号について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号16番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は駐車場兼資材置場として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号の代替性、第3号の一般基準について確認し、利用率100%として事業を進めることに問題はありせん。第4号の周辺農地への影響は問題ありません。</p> <p>受付番号17番について、権利の種類は所有権の移転、転用目的は資材置場として利用するものです。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である、2種農地と判断されますので支障ありません。</p> <p>第2号の代替性、第3号の一般基準について確認し、利用率100%として事業を進めることに問題はありせん。第4号の周辺農地への影響は問題ありません。</p>
<p>議長 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務所 委員 事務局 委員</p>	<p>議案第3号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>17番について、譲受人の仕事はなにか。 石工事・外構工事業です。</p> <p>17番について、成年被後見人はいくつか 70代です。</p> <p>成年後見人は娘なるのか。 裁判所が指定し、弁護士等が多く、資格持っている人になります。</p> <p>16番について、土取りは行われるのか。現況のままか。 土取りはなく、転圧し整地予定です。</p> <p>現在の従業員駐車場はどこにあるのか。</p>

事務局 委員 事務局 委員 委員	<p>新ラ田保育園の近くにあります。</p> <p>今回の申請地も距離があるが、500m以内が要件か。</p> <p>農地法上、明確な距離要件はありません。</p> <p>土取りがないのであればかまわない。</p> <p>17番について、民家のすぐ近くだが、周辺の人との話はできているのか。トラックが入るがすり替われるのか。敷地までの狭い道路の延長は何mくらいか。</p>
事務局	<p>周辺農地に影響があるかという視点で農業委員会は審査している。民家の近くという視点では審査していない。</p> <p>幅員は狭いが、家の立ち並びがある区間は20mくらいです。すり替わりは出来ない。中で展開するスペースはあります。</p>
議長	<p>その他に意見がないことを確認して議案第3号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(賛成多数)</p> <p>議案第3号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p>
議長	<p>議案第4号を上程。</p> <p>整理番号1番について、事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>(議案内容説明) 新規案件 1件</p>
議長	<p>議案第4号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
委員	<p>農用地利用集積計画は推進委員を含めて賛否をとらなくてよかったか。</p>
事務局	<p>問題ありません。</p>
議長	<p>その他に意見がないことを確認して議案第4号の採決を宣言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(賛成多数)</p> <p>議案第4号について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p>
事務局	<p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。</p> <p>(事務局より専決について一括で報告)</p> <p>専決1号 3条届出 8件</p> <p>専決2号 4条届出 2件</p> <p>専決3号 5条届出 3件</p>
議長	<p>専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。</p>

		(意見なし) 続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。
	事務局	(事務局よりその他について一括で報告)
		認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書について 1件 現況証明願について 2件 公共転用届について 1件
	議長	その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)
	事務局	その他連絡事項について事務局に報告を求める。 (事務連絡)
	委員	農地パトロールを予定している。コロナの関係で人数を制限する可能性もある。
	委員	農業委員会だよりを今年は広報に掲載した。来年の2月にもう1度掲載する予定。掲載して欲しい記事があれば教えて欲しい。今後、年2回を定例化したいので、目を通しておいて欲しい。
	事務局	排水路の草刈りを行ってもらえないか。低木が生えて大変です。
	委員	各地域で営農組合の活動があるが、危険箇所では勾配が急で出来ないとよく伺います。
	委員	区長要望であげて欲しく、予算の範囲で土木管理課が草刈りを行う。まずは、要望上げていただかないと把握できない。
	委員	見ればわかる。ずっと要望を出しているが何にもならない。手に負えない。車も引っかかる。毎年とは言わないが。
	事務局	私も刈っている。しかし、自分の土地周り以外までという気持ちにはならない。急勾配箇所は出来ない。
	事務局	区長要望からお願いします。
	事務局	・次回の農業委員会 令和4年8月31日(水) 午後3時 日進市役所本庁舎4階第2会議室
	議長	特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言
	(15:55)	

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議事録署名者 1 1 番委員

議事録署名者 2 番委員